

全 建 労 発 第 1 8 号

平成 2 5 年 6 月 1 2 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会長 浅 沼 健 一

(公印省略)

解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、工作物等の解体に使用される鉄骨切断機等による労働災害の防止に関する改正労働安全衛生規則等が平成 2 5 年 7 月 1 日より施行されることから、厚生労働省労働基準局より、別添の通り解体用機械等の安全対策の要請事項の周知等の依頼がありました。

つきましては、本改正の趣旨及び内容をご理解いただき、より一層の安全対策が図られますよう貴協会傘下会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。